

Title	カナダ本邦移民制限史の一断面
Sub Title	Concerning a problem of the limitation of Japanese immigrants to Canada in Meiji era
Author	内山, 正熊(Uchiyama, Masakuma)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1970
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.43, No.1 (1970. 1) ,p.37- 69
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	英・藤原教授退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19700115-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

カナダ本邦移民制限史の一断面

内 山 正 熊

- 一 はじめに
- 二 カナダ移民制限の由来
- 三 鉄道建設をめぐる移民問題
- 四 能勢オタワ総領事の業績
- 五 能勢総領事の召還
- 六 むすび

一 はじめに

わが国にとって太平洋を隔てた隣邦であるカナダは、近来国力の充実著しく、国際社会の中でも有力な平和国家として不動の地位を占めるに至り、その対日関係も友好緊密の度を高めていることは、いうまでもないところであろう。しかし、このカナダは、同じ北米にあつても、米国と比べて地理的条件も国力も遙かに劣っているのは事実であるから、わが国のカナダに対する関心ないし重要度が低いことも否むことができないであろう。したがつて、カナダにおける諸問題は、何事も米

国の方が先行し、米国のそれに準じて処理されることが多いのがつねである。それには十分な理由があり、米国の後にカナダが続いてとりあげられてよい場合もあるが、ただ注意すべきことは、カナダはカナダ特有の国柄をもち、米国とは異つた体質をもっていること、すなわち米国とは異つた特殊事情があるということである。⁽¹⁾

日加關係をとつてみても、日米關係と共通した面もあると同時に、米国とは同様に律し切れないものがあるのである。移民問題において、戦前の日本移民排斥については、米国と共通した根があるし、また米国ないしハワイへの移民のはね返りとしてカナダ移民問題もあることは事実である。⁽²⁾ しかも、日加關係が日米關係と非常に相異なるのは、明治時代におけるカナダが英帝国の植民地であり、自治領であつて、米国のように外交交渉が大使交換による外交レベルで行われなかつたこと、すなわち在オタワ総領事がカナダ中央政府と交渉する形をとらざるをえなかつたことである。⁽³⁾ 周知の如く、ロンドンには我が国の大使が駐在して、日英間の重要案件は、この経路を経て行われるのが常道であつた。したがつて、カナダ移民問題も、英本国との關係において解決さるべきであるという立場から、カナダ中央政府とオタワ総領事との交渉について、外務本省側から水をさされるという事態が起つたのである。領事が任地にあつて在留邦人保護監督の職務を遂行するに當つて、相手国の官憲と密接な關係をもち、政治的交渉に入るのはやむをえないと思われるのであるが、この当時の総領事のことた措置に対して、外務省から派遣された局長が疑義を挟み、その結果として、オタワ総領事は帰朝を命ぜられ、その後朝鮮統監府に転ぜしめられるということがあつたのである。

のみならず注目すべきことは、カナダ内政事情と、これにからんだ經濟界の事情が、日本移民排斥という外交問題に波及したということである。それは、中央政府の与党側自由党と野党たる保守党の対立と、カナダ鉄道建設をめぐる政治献金スキャンダルとがからみ合つて、日本移民と直接關係の深いブリティッシュ・コロンビア州の議会在が野党たる保守党の勢力範圍であつたことが、日本移民排斥の火に油を注いだのである。いわば、日本移民問題はカナダ野与党対立の政争の具に

供されたのである。⁽⁴⁾更に、カナダの歴史とカナダ憲法に基く各州の根強い地域主義、すなわち各州が地域利益を優先して連邦政府に反抗して独立行政を主張するのを特徴とするために、連邦政府の權威権限と関連して、カナダの地方的勢力、例えばヴァンクーバー地方と中央の連邦政府との対立から、日本側の交渉が影響を受けることが少くなかったことも看過されるべきではない。殊に、大正一〇年までは日英同盟が存在したので、日英協約のカナダ適用をめぐる問題があり、この点は、日米関係と非常な違いがあるわけである。

今日、日加関係が親善良好であることは、想像以上であり、外交的にもカナダとの間には殆んど重大なトラブルはなく、経済的にも、日本はカナダ小麦の最上の顧客であり、また鉱業をはじめ日本の技術輸出、開発投資が歓迎され、熟練技術をもつ日本移民をカナダから手をさし出して迎え入れるという近状は、それ自体喜ばしいことである。しかし、この現状は、カナダの戦前の対日感情が著しく酷薄であり、二世の公民権は米国以上にきびしく認められなかつたという事実とは対照的であるのである。戦時中の在加邦人の苦難の歴史は、その忠誠心をめぐつて、拭い切れない痛恨を残しているのであり、このような過去のの上に立つて今日の友好関係が出来ることを忘るべきではない。その悲劇的象徴がカナダ本邦移民制限に見られるのであつて、日本人は、日本側の責任よりも、カナダ側の事情から冷酷無比に扱われたことは否定すべくもないのである。この排日移民問題は、明治以来ながく懸案になつていたのである。それは、明治中期から戦前にまで及ぶ本邦移民渡航制限のみならず、一たんカナダに入国し定着した日本移民に対するはげしい排斥運動は、ある意味においては米国よりも著しかつたのである。それは今日殆んど忘却されているけれども、それにまつわる内外の確執は、今日の圧力団体などの政治問題と共通な面を示すのみでなく、在外領事の責任追求ということにも関連して、数々の考えるべき問題を残しているのである。

二 カナダ移民制限の由来

カナダ移民問題は、総じてカリフォルニア州を中心とする北米合衆国の排日的議案成立に象徴されるような本邦移民排斥問題と同様であると思われがちである。いいかえるならば、ブリティッシュ・コロンビア州における排日運動がアメリカにおけるカリフォルニア州問題と同一線上においてとりあげられ、いわば加州問題の反射的ないし後続的に行われたものと見られるかも知れない。たしかに、カリフォルニア州において、排日的法案が通ることに対して、米国中央政府が日本の抗議には理解を示した弁明を行い、大統領および国務長官がかかる排日法案の防止に努力するという形だけを見れば、カナダにおいてもまた同様な形で展開したといわれよう。しかしながら、同じ本邦移民でも、カナダにおいて排斥されたのは、アメリカにおけるのと同様な事情もあることは認められるにせよ、カナダにおいてはアメリカとは異なる特殊事情があつたことを看過することはできない。

カナダ移民は、一八八九年(明治二年)に神戸住民会社がカンバーランドの炭坑に二四人の契約移民を送り、以後年々多数の炭坑移民がカナダに來たが、それはハワイやアメリカへの移民と同じようにとられていて、カナダは北米合衆国の一部位にしか考えられていなかつたのである。⁽⁵⁾しかし、アメリカが東洋人の移民を制限するにつれて、カナダならば容易に旅券が下りるといので、カナダへの一般移民が増加し、その結果カナダも移民制限を行うようになったのである。

いうまでもなく、初期の移民が、有色人種としての差別待遇に苦しんだのは、アメリカにおけるのと同様であつた。すでにブリティッシュ・コロンビア州には日本人に数倍する中国人が在留していたので、はじめ中国人移民が白人労働者から迫害を受けていたが、日本移民が増加するにつれ、今迄中国人に向けられていた反感憎悪は容易に日本人に拡大され、州議会には、日本人傭役を禁ずべしとする法案が續々提出されるようになったのである。当時排日騒ぎが年々盛んになる形勢であ

つたので、我が政府は明治三三年八月、北米移民の渡航を禁止した際に、カナダ移民の渡航もまたこれを差止める旨地方庁に命令を發したのである。このカナダ移民禁止の理由には、カナダに渡航する邦人の中には、そこから更に北米に転入する者が多数あつたこともある。しかもカナダにおける在留邦人は、職を求め得ず食うにさえ困るような貧窮者が出たことから、北米へと移つて行つたともいわれている。⁽⁶⁾

元來、カナダにおける日本人移民は、中国人移民と同様に非常な労働力の不足に應じて迎えられたものであり、それは日本の農民、漁民、労働者から引抜かれたものであつた。一九〇〇年までに日大移民は四千人に達し、主としてブリティッシュ・コロンビア州に居住していたが、彼等はその勤勉さと事業欲とで目に立つわけであるが、それは同地方の労働市場の脅威となつたのみならず、日本人の結集性の故に、いわゆる「日本人問題」⁽⁷⁾が起るのである。しかし、カナダで排日がはじめて表面化したのは、ハワイの転航住民がアメリカから閉め出されて、カナダに押しかけてからである。それについては、一九〇七年（明治四〇年）のパウエル街の暴動を契機にした排日運動が最初に指を屈せられるであらう。⁽⁸⁾

すでに一九〇二年、ブリティッシュ・コロンビア（以下B・Cと略称）州の議会は、アジア系移民の市民権を剝奪し、それによつて一世、二世とも日本人は投票権を失つてしまつた。とりわけ、B・C州では、他の諸州では投票できたのに、第一次世界大戦で日系志願兵一九七名（内五四名戦死）の血税を払つたのに拘らず、その兵隊の投票権まで奪われ、一九三一年になつて漸く日系帰還兵は投票権を与えられることになつたのである。一九〇二年に投票権を失つた結果として、B・C州という太平洋沿岸で最も在留邦人の多いところで、州内の政治的活動を一切拒まれたのである。二世の将来は暗黒で絶望的であつた。⁽⁹⁾

ただ二十世紀初頭は、当時は日英同盟の存在した時期であるから、日系移民に対して全く門戸を閉ざすという事はなかつた。それ故に「法制上直接日本人ニ対スル差別的待遇ナシ」という形をとつていたのであるが、事実上日本移民制限問題

は一九〇三年(明治三六年)以采カナダ当局と話合が行われていたが、一九〇七年一月カナダ駅逦総監兼労働務大臣「ロドルフ・ルミュー」の来日を見、英国大使と相携えてカナダに渡航する本邦移民数の制限方が提議され、我が国も日英同盟の情誼を重んじて譲歩し、ここに「ルミュー協約」を結んだのである。その結果移民制限総数は毎年四百以下(妻子は無制限)と定められたのである。¹⁰⁾それは日本の体面を保つ紳士協約であつたが、これだけ制限しても排日運動は益々盛んになるので、更に一九二八年に一五〇人(妻子を含む)にまですなわち三分の一に減らされてしまつたのである。その一五〇人の枠の中に移民を制限するわけであるから、多くの移民希望者の中から選択する方法は極めてきびしく呼寄資格調査などによつて狭い門であつたのである。¹¹⁾もちろん、日加関係には起伏があり、日英同盟の余映、移民制限に関する「ルミュー協約」を日本が誠意をもつて守つたこともあるが、第一次世界大戦の勃発と共に、日本が英国に加担し、日本海軍がカナダ水域に活動して航路保護の任に当り、B・C・州民に大きな安心を与えたこと、またカナダ日本人義勇団を組織して、邦人義勇兵が欧州戦線に出征して嚇々たる武勲をたてたことなどから、排日法案として名高い「ナタル法」を、さしも排日氣運旺盛なB・C・州議会も破棄するという決議を通過したのであつた。¹²⁾しかしながら、それは日英同盟の廃棄の後、再びまたきびしい排日へと戻つて行つたのである。

すでにふれたように、カナダ移民問題の推移は、米国における移民制限の経過と対応して、米国の制限強化、すなわち米国の移民法の改正の結果、日本移民がカナダに転航するという事態も見逃せないが、米国においてカリフォルニア州議会が数十年にわたつて毎期必ず排日的議案を提出し、大正二年に至り土地法の形をとつて、日本人の不動産所有禁止を目的とする法案を通し、日本人に対して差別待遇をするに至つた¹³⁾ことが、カナダ側にも反映して、排日的措置を強化するに至つたと見ることは失当ではないであらう。すなわち、カナダに帰化した日本人は、既に日本の国籍を喪失して英国の国籍を取得して、いわゆる日本人でないのに拘らず、その人種的差別待遇は帰化日本人につきまとい、B・C・州においては参政権を与

えられなかつたのである。⁽¹⁴⁾更に、カナダの場合は、排日移民としての苦難は同様であるけれども、米国との相違は、カナダ移民が農業移民だけでなく、漁業移民、鉄道建設関係労働者として渡つた者が多いという日本側の事情と共に、カナダ政情ないし経済界の事情によつて日本移民が影響を受け、日本移民が排斥されたという特殊事情を注目しなければならぬ。

三 鉄道建設をめぐる移民問題

カナダにおける鉄道建設は、カナダ連邦政治制度の性格を反映して、植民地間の各地方的利益のために建設されるために、それは「政治的鉄道」であるのがつねであつた。いいかえるならば、英領カナダの鉄道は、余りにも各地方的利害に動かされて建設されたために、それが先立つてカナダ全体のための建設をまげてしまふ傾向があつたのである。とりわけ注目すべきことは、連邦政府が各州の要望に応じないとき州は連邦から脱退するというおそれがあるために、その地方を離脱させずにつなぎとめておくために鉄道建設が行われたということである。⁽¹⁵⁾

カナダ太平洋鉄道は、その典型的な「政治的鉄道」であつて、連邦政府がB・C・州を連邦の中に入れておくために大陸横断鉄道を完成するという約束をしたのである。このB・C・州の要求には当然の理由があつた。それは、大西洋側の中央政府と直接交通の便がなければ、B・C・州は何もカナダ連邦に入つた効用はなかつたからである。西部平原をアメリカ勢力範囲の下におくことを防ぎ、新来のカナダ植民を西方へ送る手段を確保するためには、連邦政府は鉄道建設を実現しなければならなかつたわけである。ここに一八七〇年の協定によつて、連邦政府は提案鉄道路線を二年内に着工し、一〇年以内に完成するという確約をしたのであるが、これに伴つてその建設作業を何者に担当させるかについて、英国系と米国系の会社間に競争が起つたのである。その結果一八七三年二月カナダ太平洋鉄道会社という新会社が設立された。しかしその財政問題でJ・A・マクドナルド保守党政府が倒れるという程の「パンフィック・スキヤンダル」をひき起したのであつた。しか

し、一八九八年に入つて、遅々として進まなかつた鉄道建設は、サー・ローリエ指導下の自由党政府の成立と共に結に附いた。それは、西部に鉱石その他の新資源が発見されて大規模の移民が要求されるに至つたからであつた。この新時代の開幕は、労働力、資本、施設を切実に必要とした。労働問題はカナダの門戸開放移民政策で解決が付き、一八九八年から一九一八年までに三百万の移民がカナダに到来したのである。

殊に一八六七年から一八九八年までの初期においては、交通施設に投資の大部分が向けられ、鉄道建設に拍車がかけられたのである。はじめそれはカナダ太平洋鉄道に事実上独占されたのであるが、西部からの反対抗議がつよまり、自由党政府は新路線の建設を認可して事態を鎮静したのである。その結果第一にカナダ北部鉄道会社がケベックからヴァンクーバーに至る鉄道延長を行い、また第二にはナショナル・トランスコンティネンタル大陸横断鉄道が設立されたが、それは東部と西部からの圧力によるものであつた。また新路線がモンクトン、ニュー・ブランズウィックからマニトバ州のウイニベックまで建設されることになり、これはグラント・トランク・太平洋鉄道会社に委託された。この鉄道建設は膨大な鉄道工夫を必要とし、それが一般の大西洋側からの移民だけでは到底足りず、太平洋側からの移民、すなわち中国、日本などの有色人種の移民を要求することになつたわけである。

このグラント・トランク・太平洋鉄道会社の日本人工夫雇用計画は、カナダの内政と関連するところがあつたことは注目し値する。ここに、この計画を具体化する通知を受けなかつた在オタワ能勢総領事は、モントリオールに出張して同会社副社長に面会し、一日も早く政府の承認を得て本邦工夫輸入に着手し、募集手続を完了しないと、同社の起工に間に合わないことを説いたのである。⁽¹⁶⁾しかし、それは、政府がB・C・州の総選挙の結果を待たなければ意見を發表できないといふので、明治四〇年二月一日に、能勢総領事は、ローリエ首相、フィッシャー農相に面会し、そこで、日本政府が従来実施して来た労働者渡航制限を除去しカナダ領内は門戸を開放すべきを要望したところ、首相の回答は次の如くであつた。カナダ中央政

府としては門戸開放の精神に基いて日本移民制限をどうという考えであるが、B・C・州政府は依然として日本移民を歓迎する意図なく、これを排斥する動きがあるため、ローリエ首相はB・C・州総選挙に際して、グラント・トランク・太平洋鉄道会社をして盛んに運動費を供給させ、与党勝利の上B・C・州政府を組織せしめ、日本人移民入国の便宜を図らせようとしたのである。しかし、B・C・州の野党は、グラント・トランク・太平洋鉄道の敵手たるカナダ太平洋鉄道会社より運動費を仰ぎ、多数の労働者を教唆し激烈な運動をなした結果、ローリエ側の中央政府党は選挙に敗れ、B・C・州における日本人労働者問題を一举に解決しようとする企図は水泡に帰した次第である。しかも、グラント・トランク・太平洋鉄道会社は、中国人が入国税として各人五〇〇弗を払わねばならない規則のため、到底これを使用できない以上、日本人工夫に依存するほかないとして中央政府に迫り、中央政府としても前回の総選挙以来運動費を同会社から得ているので、結局日本人工夫使用許可に努力するという事態になつたわけである。

しかし、B・C・州における移民排斥運動はいよいよ高まり、日本人排斥を目的とする如きナタル法案を州議会に提出するに至るのである。これについて、日本人移民排斥は、労働者不足の当時にあつて州知事自身内心これを喜ぶものでなかつたのかかわらず、選挙対策としてこれを利用したのであつて、「保守党ニ於テハ労働者ノ歎心ヲ得ンガ為メ、故ラニ多数ノ日本人労働者渡来スヘキ由ヲ吹聴シ労働派ヲ煽動シテ彼等ノ援助ヲ求ムル事トシ、投票前日ノ如キハ労働者ノ保護竝日本移民排斥ヲ楯トシ全力ヲ竭テ防戦シ遂ニ自由党ヲ駆逐シテ保守党ノ勝利ニ帰シ」⁽¹⁷⁾たという事情があつたのである。さらに、このナタル法案は英語試験を課して移民を制限するというものであるが、その内実は、東洋移民排斥を口実として中央政府に反抗し、併せてグラント・トランク・太平洋鉄道事業の進捗を妨害しようというのが本当の目的であつたのである。⁽¹⁸⁾この見地から、能勢総領事は、ローリエ首相に該法案を一日も有効ならしめざるのみならず、進んで本邦移民に十分便宜を与えるよう申入れたのである。

この移民排斥法案の問題は、B・C・州において毎会期過去七、八年定例の如く可決して来たのに拘らず、当時中央政府のローリエ首相とその閣僚の中に日本に対し好意を表する者があつて、毎時不認可になつて来たのである。しかしながら、明治三七年第三回選挙の際グラント・トランク・太平洋鉄道会社から百万弗を政府に供給させ、その結果多数党員の当選を見たため、一層政府は同社を助成し、その経営を容易ならしめるために尽力したのであるが、その会社の要求の中で最も重要なものの一つが、日本人労働者の使用の件であつたのである。それは、二〇年前カナダ太平洋鉄道会社がその西部工事に於いて全く清国人に頼つて成功したように、グラント・トランク・太平洋鉄道会社は、労賃の低廉な日本人を使用しようとし、その副社長「モールス」と技師長「ゲリハー」は日本人の使用をローリエ首相に要求してやまなかつたのである。

ここにローリエ首相は、一方にグラント・トランク・太平洋鉄道会社の要求を容れると共に、他方日本移民のために門戸を開放して日本の歓心を博そうと考へたのである。たまたま反対党の領袖たるB・C・州総務長官マクブライトがオタワに参集した際、その人口割補助額倍加要求を出したのに対し、中央政府は他州の異議を排して特にこれを承諾する代りに、今後グラント・トランク・太平洋会社が多数の日本人労働者を輸入しB・C・州内における工事に使用しても同州政府はこれに何等容喙すべきでないことその他の要項を提議したのである。マクブライト総務長官は、同鉄道敷設について中央政府がひとりその利益を壟断し、B・C・州が何等余慶に与らないのに不満を抱き、また日本人労働者のため門戸を開放することはB・C・州の労働者派全体の反対するところであるとして、ローリエ首相の提議に大反対をなし、各州長官会議の終了に先立ち憤然帰來し、直ちにB・C・州議會を解散したのである。⁽¹⁹⁾

ここにB・C・州において自由党と保守党との候補が相対立し、前者がグラント・トランク・太平洋鉄道会社を背景に、その選挙費を調達せしめて選挙に干渉したのに対して、保守党の方は、カナダ太平洋鉄道会社を後援として頻りに労働者を動かし、グラント・トランク・太平洋鉄道会社はその工事用員として五万の日本人労働者を輸入する計画であるなどという流

言を放つたのである。その両者の対立点は次の通りであつた。

- | | | | |
|---|------------------|---|------------|
| 1 | 中央政府 | 対 | B・C・州政府 |
| 2 | 自由党 | 対 | 保守党 |
| 3 | グランド・トランク太平洋鉄道会社 | 対 | カナダ太平洋鉄道会社 |
| 4 | 日本移民奨励 | 対 | 日本移民反対 |
| 5 | 官有地払下 | 対 | 官有地払下反対 |
| 6 | 補助金増加拒絶 | 対 | 同上増加要求 |

ここに、日本移民問題は、以前のように孤立した問題ではなく、全く中央政府、自由党、グランド・トランク・太平洋鉄道会社と相関連するものとなり、これは不幸にも反対党より攻撃の焦点となつたのである。すなわち、中央政府派たる自由党は、グランド・トランク・鉄道会社と結託して日本移民をB・C・州に誘致し、低賃銀でこれを使役するから白人労働者を遂に飢渴に陥れるであろうと保守党側が種々無根の宣伝をしたため、大いに人心を動かし、遂に自由党は反対党の三〇名に對し僅か一二名の当選者しか出さず、完敗したのである。それは、ひとり中央政府の不幸だけでなく、日本労働者のため頗る不幸であつた。総選挙で勝利を占めた直後開会した州議會では、その劈頭第一に外国移民排斥法案をヴァンクーバー選出議員に提出させて、労働者の歡心を得ると共に、グランド・トランク・太平洋鉄道会社をして工事を開始させない手段をとつたのである。しかしながら、従来日本人労働者に好意的でなかつたカナダ太平洋鉄道会社も、東西両洋間の貫通鉄道としてロッキー以西の太平洋岸で独占を保つため、保守党を後援したのであるが、その結果B・C・州内の大北鉄道建設に當つて労働者払下に苦しみ、工事に着手できないという奇異の事態を招いたのであつた。⁽²⁰⁾

このカナダ鉄道建設に日本人を導入する件について、非常な活動をした在オタワ能勢辰五郎総領事は、この後半歳にして

掃朝命令を受けるのであるが、それは日本移民制限問題についての外務省内の關係によるものであつた。

四 能勢オタワ総領事の業績

能勢総領事は、オタワ在勤になる以前から、カナダには、ヴァンクーバー、モントリオールなどに足かけ九年在勤し、いわば外務省切つてのカナダ通であり、カナダ官憲の信望もあつた⁽²¹⁾。のみならず、領事として有能で仕事熱心であるのは、ヴァンクーバー在勤時代に氣候不順地理不便で空危険悪なヴィクトリア、沿海地方スキーナ河方面に定時出張方を稟申している⁽²²⁾ことから知られよう。このヴァンクーバー時代、すでに本邦漁業移民が白人労働者の忌み嫌うところとなつている実状も知り、したがつて移民制限問題については十分認識をもち、さらに、モントリオール在勤当時、日英同盟成立の余沢の下にカナダに対する交渉を行うという体験を経た後⁽²³⁾、オタワ総領事としての任務についたわけである。いわば、当時カナダ当局と交渉に当るにはまたとない適格者であつたといえるのである。

いまでもなく日英同盟が成立した以上カナダ政府首脳は、日本人に対する好意を十分もちながらも、由来日清両移民排斥問題は、カナダ朝野に根強いものがあつたので、政府当局としては英国チェムバレン植民相の勧告を唯一の日本人排斥反対の口実にして有様であつたのである。それ故に、当時総領事代理たりし能勢氏は、ローリエ首相が英国王戴冠式に参列のため渡英するに際し、チェムバレン氏をして日本移民問題に関しロ首相に説かしめるよう林駐英公使が取計らえれば効驗大であろうと小村外相に申進している。しかし、この問題は日英同盟という背景を以てしても、B・C・州の排日気運は抑えられるものではないということを考え合せると、この日本移民問題の解決は、日本政府が自主的に移民を制限する以外にはないという方針については、当時すでに本省の中でも黙認されていたと見て差支えない⁽²⁴⁾。

このような状況の下において、明治三十七年二月、能勢氏はオタワに赴いてB・C・州制定の東洋人排斥法案の不認可につ

いて、カナダ中央政府との交渉に當つて居り、総督、総理大臣、大蔵、司法、農務の諸大臣に面談し、同法不認可を速かに発表するよう要請しているのである。⁽²⁵⁾ただここに注意すべきことは、余りに嚴重に抗議することについて能勢総領事は危惧していることである。⁽²⁶⁾この交渉に際して、同総領事の覬取したところによると、カナダ中央政府がその不認可について仲々煮え切らない理由には、B・C・州が反対党支配下になり、さらに政府がグラント・トランク・太平洋鉄道会社に加えて、近來英国政府証金五〇〇万弗を無理に調達納付せしめたことがB・C・州労働派から衝かれて信用を失墜したことに加えて、近來英国政府が該法案に対し頗る冷淡になつたことがあるとしている。それは、かつてチェムバレン英国植民大臣が在英日本大使の抗議に基きカナダ政府に日本国民の体面を傷けるような法律を制定しないように訓令を出し、カナダ政府もまたこれを該法案不認可の唯一の口実として不認可を實行して來たのに、先年來英国植民大臣から何の訓示もないためカナダ政府としては、全く自らの責任で不認可に踏み切らねばならなくなり、その結果として、B・C・州の反撃を招くのを苦慮したからであつた。

一方、B・C・州を直轄下にもつ森川季四郎領事は、直ちにこのコロンビア州新移民法について州当局に積極的な抗議をなすと同時に、小村外務大臣宛にもこれに関して詳細な報告を送つたのである。⁽²⁷⁾然るに、この森川領事のB・C・州当局に対する抗議を外務本省は可とせず、それは領事としての権限を越えたものとし、直接殖民地政府に交渉することには苦情が生ずるので、かかる外交事務に関する事項は一切東京もしくはロンドンの外交機関を経由するよう英国政府は主張している理由を以て、今後抗議は出来るだけ穏当な言葉遣いを用いるようにという訓令が与えられたのである。⁽²⁸⁾ここに、外務本省としては、能勢総領事の穩健な行き方を採り、森川領事の直接抗議方式を斥けた形となるのであつて、それはまた穩健な能勢総領事と、強硬姿勢の森川領事との間に疎隔するところが出来たのではないかと思われる。事實、外務省は、能勢総領事の意見を尊重して、日英兩國の親交に基づき、英国政府を通じて時々カナダ政府に注意を与えて、これを背景として東洋人排斥法不認可の決心を固めさせるように英国当局者と話を進める方針をとつたのである。⁽²⁹⁾それと共に、能勢総領事は本省

より森川領事宛と同様趣旨の訓令を受けるが、⁽³⁰⁾逆に小村外相宛に、単なる抗議書提出よりも、「首相初メ内閣員政客等二面接ヲ重ネ談笑ノ間ニ其利害曲直ヲ説シ彼ノ再考ヲ求ムルノ手段ヲ採リ以テ今日マデ辛フシテ該法案ノ成立ヲ免カレ来」た事情を述べつつ、平素の交際により目的を達する方針をとるのを可とする旨申進している。⁽³¹⁾

しかも、現実の事態は、日本移民の渡来が激増し、ハワイからの転航者数「本年二月ヨリ七月上旬ニ至ルマデ既ニ千人ナリシニ猶ホ千人以上一時ニ渡来シ今後モ際限ナク転航シ来ル」⁽³²⁾有様であつた。元来カナダは米国と異り、気候、土地の状況から限らない本邦移民を容れる余地がなく、またグラント・トランク・太平洋鉄道会社の新設工事着手見込がないため労働者需要がないことを知る能勢総領事は、カナダ首相に会見して「日本政府カ直接加奈陀行日本移民ニ対スル制限ハ依然トシテ励行シツツアレバ今日ノ場合加奈陀ニ於テ實際ノ需要ナキ以上ハ日本ヨリ一時ニ多数ノ移民ノ渡来シ来ルヘキ虞レナク」、ハワイよりの渡来者を自分が奨励しないだけでなく、ハワイ転航者について「ホノルル」及「ヴァンクーバー」領事も制限措置を考えていると陳弁したのである。この総領事の意見に首相は同意して、本件に關しては「加奈陀政府ハ飽迄モ日本政府ニ信頼シ相当ノ処分ニ一任ス」る旨答えたのである。⁽³³⁾のみならず、会談約一時間の長きにわたり、首相は一点の疑を挟むことなく、進んで日本移民の多数を歓迎すべき時機の到来すべきことを熱望してやまないが未だその機に達しないのは遺憾にたえずとし、「政友中無責任ノ輩ハ首相ノ真意ヲ深く洞察セズ唯々労働者ノ歛心ヲ博センガ為メ日本移民問題ヲ濫用スルノ極適々首相ノ政策ト相背戻スルニ至ルハ不得已儀ニシテ貴国ノ政界ニモ亦之レト同一ノ苦境アルヘシ」などと頗る協調的態度を示したのである。この会談の翌日、政府は、オタワ、モントリオール、トロントなどの新聞社説に「加奈陀ハ日加兩國間ニ存在スル所ノ通商条約ニ拠テ日本人ノ権利ヲ尊重セザルベカラズ又移民問題ニ対シテハ日本ハ英本国ノ同盟国ニシテ加奈陀トモ亦同一ノ關係ヲ有スレバ自カラ他東洋移民ト別種ノ待遇ヲ与ヘザルベカラザルコト」を縷述せしめ、「日本政府ノ代表者ノ説ニ拠レバ日本ヨリ直接加奈陀ニ渡来スルモノニ対スル日本政府ノ制限ハ依然実行サレツツアリテ日本移民ハ渡

航ニ先ダチ其政府ヨリ旅券ヲ得ザルベカラズ而シテ其旅券ノ発行數ハ臨時ノ需要ヲ除ク外ハ各府県ニ配當シ一ケ年約五六百枚ヲ出デズト云フ⁽³⁴⁾」云々という記事を掲載させたのである。

このあたりまでは、能勢総領事の活動はその方針に沿つて着々実を結び、カナダ移民問題も漸く好転の曙光を見せたかに思われた。それは、九月七日カナダ首相と面談した際、首相がB・C・州における日本移民排斥行動を「デスアツブルー」し、「従来日本政府カ加奈陀行移民ニ対シ執り来リタル政策ニ全然満足ヲ表スヘキ旨ヲ言明シタリ小官ハ進ンテ本問題解決ノ一手段トシテ速ニグランド・トラंक・太平洋鉄道ニ日本移民使用ヲ許可スヘキ旨迫リ置キタリ」という電報を林外務大臣に打つているところからも窺われるのである。しかるに、皮肉なことにこの電報が打たれた直後、ヴァンクーバーにおける日韓人排斥の暴動が激発し、九月七日夜から八日、九日と四回にわたる示威運動が行われたのである⁽³⁵⁾。殊に九月七日夜のデモには無慮三千余名の老若男女が参加し、楽隊を先頭にして「白人のカナダ」、「日本人ヲ放逐セヨ」などのプラカードをかかげて行進し、公会堂では牧師二名を交えての排斥演説を行つた後、九時から五、六百名の暴民は日本人町を荒らして、投石などによる被害は米貨一万弗以上の巨額に及んだのである⁽³⁷⁾。

たまたま当時石井通商局長は、カナダに派遣されてヴァンクーバーに滞在中、これに際会し、このヴァンクーバー暴動に關し損害賠償要求其他を兼ねオタワに於て政府首脳と会見することになつたのである。

その際、能勢総領事はローリエ首相に対し予めB・C・州事件について申入をしておいたのに拘らず、第一回会談においては、石井局長に対して損害賠償について何の申出もなかつたのみならず、第二回会見においても首相よりその表明がなかつた。漸くフィッシャー農相が日本政府に対し該事件を遺憾とするのカナダ政府よりの通牒は發送済なりやと問われて、はじめ、それはカナダ政府は総督の名においてオフィシャルに日本政府に遺憾の意を表する旨石井局長に答えたのである⁽³⁸⁾。この応待は恐らく石井局長の心証をわろくしたのではなかつたかと思われ、それがひいては能勢総領事の事前配慮が足りな

かつたものにとられたとしても致し方ないであろう。九月一六日の首相との第一回会談では、その討議内容が単に暴動事件の損害賠償などにとどまらず、本来の出張目的たる日本移民問題に及んだのは当然である。しかし、これに関する首相との会談は、必ずしも順調に運んだとは思われない。何故ならば、石井局長が日英同盟を背後において、カナダの移民制限要求に対して真向から反対し、首相と感情的な不和すら招くことになつたからである。すなわち、首相が人種上の感情は到底一朝一夕で改善しうるものではないから、この際日本政府は従前の通り旅券発給の数を最少数に減少されたいとの申出がある

と、石井局長は、

「加奈陀政府ハ条約ノ明文上之ヲ要求スベキ権能ヲ有セス抑々当初加奈陀政府ヨリ日英通商条約加入ノ申込アリタルトキ加奈陀政府ハ右加入ニヨリ従来『ブリテイッシュ・コロムビア』州ガ制定セル排斥案ヲ永遠ニ停止セントスルノ精神ニ外ナラズト信ジ就中加奈陀ガ右条約ニ加入セリトテ日本ハ通商上何等獲ル所アルナク唯々其利益スル所ハ移民渡航ノ一事アルノミナレバ絶対的移民ノ渡航ヲ中止スルハ日本国民ノ甘諾シ能ハザル所ニシテ恰モ加奈陀政府ガ輿論ニ顧ミル所アルト同様日本政府モ亦国民ノ意向ニ反対スルコト能ハザル所」⁽³⁹⁾

であると主張したのである。

これに対し首相は、カナダが日英通商条約に加入当時より日本移民は従来通り制限されるものと了解して居り、この点は日本総領事からも同様の解釈を得ていたとして、能勢総領事に尋ねることになるのであるが、このとき総領事の返答は明確を欠き毎県何名という規定はなくとも、先年来概ね年五、六百名を出なかつたというものであつた。首相は、日本政府が誠実にこれを守ることが希望したのに本春以来俄然移民が増加したのは了解に苦しむと述べた処、石井局長は、本春来鉄道会社釜山などその所要に応じ移民の渡航を許可したので、「条約ノ明文上素ヨリ加奈陀政府ニ於テ故障アルベキ筈ニ非ズト思考ス米國ニテ日本移民ヲ制限セルハ条約上ノ明文アリテ已ムヲ得ザルニ出ヅ」と答えたため首相は大に失望と激昂の色を見

せたのである。翌一七日には、総領事の斡旋で局長は最初から本件につき関係深いフィッシャー農相と会見し、首相との間の誤解をとくことに努めた後、一八日再び首相と会見することになった。今回は、首相も前のように一カ年五、六百名制限説をもち出さず、ただ目下B・C州における政況に顧み、日本政府はそのカナダ行移民数を出来るだけ少数に減少することを希望し、フィッシャー農相もたとえ数週間の短期間でも減少すれば好都合であると述べたのである。石井局長は、日本もまた国情を顧みねばならず、カナダ新聞の伝えるような小人数に減少することは困難であるが、わが外務大臣は、カナダの現状に鑑み、旅券発給の方法で適宜の方法をとり、条約の明文に抵触しない限り両締約国の便宜をはかるように努力すると答えたので、首相も農相も局長の答弁に対し十分満足すると言明したのであつた。しかしながら米国側の日本人排斥熱は非常な速度でカナダに侵入して来ていたのであり、さらに中央政府が対日移民制限に遅々たる態度であるならば、B・C州選出の代議士は政府党を脱するというつきあげをかけていたので、カナダ政府は石井会談にあきたらず、九月二三日には移民問題について、カナダ政府が我が国に交渉委員を送るという事態になつてきたのである。⁽⁴⁰⁾

この動きを知つた外務省は、直ちにカナダ政府の委員特派中止方を訓電して来るのである。⁽⁴¹⁾この訓令に従い能勢総領事はカナダ側に中止方説得に向うのであるが、これに対してスコット国務長官は、石井局長の言明に満足せずして日本政府と直接商議に入るわけではないので、いまや労働組合が日本人渡航制限に先立ち速に条約終了断行の請願をなす状況であり、反対党首領も日本移民問題解決は条約終了にありと唱えている状態であるから、政府は明年挙行される総選挙に対処するためには、「他二方法ナキヲ以テ東洋移民問題ヲ根底ヨリ調査スルノ名儀ノ下ニ委員ヲ日本清国及印度ニ派遣シ暫ク反対派気焰ヲ和ケムトノ趣意ニ外ナラス」という答弁をしたのである。ここにカナダの内政事情の影響を受けて、移民制限交渉使節が日本に送られるという一面もあつたことは注意さるべきであらう。

五 能勢総領事の召還

このカナダ政府からの特派使節来朝が決るや、石井局長は珍田外務次官に私信を送り、カナダ政府の苦しい立場は察するに余りありとしながら、しかもかかる事態になつたのは、能勢総領事がカナダ当局との交渉に際し不行届があつたことを申送つていたのである。それによると、一年五、六百人以上の移民を渡航させないという協定を先年清水ヴァンクーバー領事がなし、それをカナダ首相は日英条約後も有効と考えて居り、それにも拘らず近時日本政府がこの協定に副わな⁽⁴³⁾ことを指摘されたのは、能勢総領事の態度が頗る曖昧であつたからであるとして、能勢総領事の責任を問題として居る。

石井局長は、この件についての次の三点を明らかにしたわけである。

- (1) 領事及び地方官憲ノ間ニ一ノ協定アリタリトスルモ同一ノ問題ニ就キ事後ニ於テ一ノ条約ノ締結ヲ見タル事実ノ当然ノ結果トシテ所謂協定ハ消滅ニ帰シタルモノナリ
- (2) 加入条約ノ主タル目的(少クモ日本政府ニ取リ)ハ移民排斥法ノ発布ヲ予防シ日本臣民活動ノ範圍ヲ拡ムルニ在リタリ
- (3) 加州ニ於テモ British Columbia 案ヲ Veto スルニハ一ノ条約ヲ締結シ其条約ヲ植トスルニ如カズトノ論ガ少クモ誘因ノ一タリシト承知セリ

トノ三理由ヲ開陳シ、猶当年農務大臣 M. Fisher 氏ガ来朝シテ小村外相ト会见ノ際外相ヨリ英領地ノ加入条約ハ歓迎スベキモ移民制限ヲ附スベキ条約ハ一切謝絶スト断言セラレタルコトモ記憶セルヲ以テ猶農務大臣ノ出席ヲ求メ同席ニ於テ談合ノ上前顯協定ナルモノハ当然消滅セルモノト思考スベキ旨ニ一決セリ

(但シ、総理ハ加入条約ノ結果トシテ自然協定ハ消滅ニ帰シタリトノ通知ヲ能勢氏ヨリ得ザリシハ今回誤解ヲ来セル原因ノ一ナリト言ヘリ) (傍点筆者)

依テ今日ノ所ハ前案ノ協定ハ加入条約ノ当時ニ溯リ無効ニ帰シタルコト彼我ノ間ニ一決セラレ彼政府ハ日本政府ノ裁量ニ一ニ信頼スルノ外移民制限ニ関シ何等措置ヲ採ルノ余地ナキトモ明瞭ニナリ居レリ(後略)

ここに見られるように、石井局長の珍田次官宛私信には、全く能勢総領事の勝手な失策を指摘し、「此事ニ関スル能勢ノ態度頗ル曖昧ニシテ云々」という非難すらなされているのである。この局長からの申進があつてか、一二月一七日附電報を以て能勢総領事は帰朝を命ぜられ、その後朝鮮統監府に出向せしめられることになるのである。しかも、カナダ移民制限に関する「ルミュー協約」の締結交渉に関する記録においても、能勢総領事がカナダ当局に対し移民制限方をコミットしたことが明らかにされ、それがこの確執を招いたということにされているのである。このことについて、林外務大臣から小村駐英大使宛の電文の中にも明記され、かかる事態になつたのは全く能勢総領事がカナダ移民渡航制限に関してカナダ政府に保障を与えたことが原因になつてゐるということがはつきりとりあげられている。結局ルミュー特使の来朝によつて、この移民制限問題は、具体的にとりきめられることになるのであるが、それは一ヶ年の渡航者数四百以下といういわゆる「ルミュー協約」の成立を見ることになるのである。その内容が、従前の能勢総領事時代の非公式なとりきめよりも日本にとつて不利なものであることは明らかであるが、その優劣はさておき、なぜかかる不利な協定が結ばれるに至つたかの原因は、石井局長のカナダにおける接衝が不首尾に終つたことにもあるのに、それは問題とされず、その責めは一切能勢総領事に帰されているのである。

すでに述べた如く、カナダにおける能勢総領事の交渉によつて、カナダ政府側は日本に対して好意的であり、むしろB・C・州当局の排日傾向を抑える形勢であつたのである。したがつて交渉如何によつては移民数の制限も融通が利いて、少くとも四百名以上渡航することの可能性を残していたわけである。それは、能勢総領事がカナダ中央政府の要人の信頼を得て外交接衝よろしきを得たからであつたといえる。それ故に、結果論的には、能勢方式を続けて行けば、少くとも差当つて「ルミュー協約」の如き明文化された制約はなかつたのである。しかるに、石井局長の直接交渉は、カナダ当局を却つて刺戟し、日本政府が能勢総領事に不信の態度を示した以上、能勢ルートを中止して、日本外務省と直接とりきめの方途をえらん

だわけである。この意味においては、石井通商局長のカナダ派遣の方を問題とすべきであり、裏返せば能勢総領事の行き方のみを非とすることが出来ないであろう。

しかしながら、能勢総領事の自主的移民制限の方針を外務本省は諒承していたのに拘らず、終局的に「ルミュー協約」が結ばれることとなると、本省側では従来の経緯は顧みることなく、一方的に能勢総領事の責任を問うことになつたのである。⁽⁴⁵⁾能勢総領事としては、むしろ日本移民問題のために尽力した功績を買われて然るべきであつて、その失策を追求されるとは夢々思わなかつたにちがいない。しかもその責任を負つて帰朝を命ぜられたときの心中は察するに余りあると思われる。いまその功罪をあげつらうわけではないが、ただ当時の石井菊次郎局長は、後に外相にまでなり日本外交界の長老となつて今もその功業が記憶されているのに、能勢総領事の方は、朝鮮統監府に転出させられ、そこで客死するという運命となり、その領事としての数々の功績は忘却の中に葬り去られていることになつたのである。⁽⁴⁶⁾このように日本外交の捨石になつて忘れ去られて行つた人材は少くないのではなからうか。

六　　む　　す　　び

カナダ移民渡航制限及び排斥の問題は、米国のそれに較べて遙かに注意を惹かれること少く、米国における排日問題の反射或は延長であるとされているのである。事実一九〇七年米国移民法改正の結果として本邦移民のカナダに渡航する者が激増しカナダ労働者の恐慌をひき起した結果、カナダ政府が我が国にルミュー労相を特派し「ルミュー協約」が成立した点などを見れば、米国に後続するものとして扱われてよいであろう。しかし、カナダ移民制限の問題は、米国とは異つた性格をもつのみならず、日本外交の蔭の一面を露呈したという側面をもつていのである。それは、日本外交の外に向つての英米への追隨外交ないし事大主義的傾向と、内における主流派ないしエリート外交官とそうでない領事官との相違が表出したと

いう問題を含んでいるのである。

まず外に向つての側面についていうならば、カナダが明治時代未だ英帝国の自治領であり、その本国と我が国が同盟関係にあつたことから由来するカナダに対する外交姿勢がとりあげられるであろう。カナダは白人中心の植民地であつて人種の偏見に基く排日国であつた点は、米国と同様であるが、米国が強大国であつたのにひきかえ、カナダが未熟な後進国で英国の傘下に立つていたことは、わが国のカナダに対する態度を特殊なものにしたわけである。例えば、それは一方に日英同盟の威光を背後にして、英国からカナダに圧力をかけさせて移民制限を制止させようとしたことに見られるところである。事實、石井通商局長のローリエ首相に対する応待は、カナダ首相をして激昂慚せしめたのはそのあらわれであるといえよう。米国が日本移民の制限をなしたのは条約上の明文があるが、カナダにはそれが無いという反論の仕方は、法理論的には可とされても、カナダ側に見ればやるせない痛憤を感じたことであろう。カナダは今日でこそ一流国であるが、明治時代には未だ真の独立国ではなかつたから、英国の属国としての地位をまざまざと見せつけられ、自尊心を傷けられたと見ることが出来まいか。それがカナダ朝野の対日強硬論を促進し、日本外務省の中枢にある石井局長との間でまとめられるのにそれを拒んで、わざわざルミュー特使を日本に送つて、従前の自主的制限数以下の不利な移民制限を協約せしめるといふ反発の挙に出たといえまいか。日英同盟を笠に着ての強硬姿勢は、一たんは石井局長がカナダにおいて自己主張を通して成功したかに見えて、その直後において「ルミュー協約」という却つて不利な条件を日本が甘受しなければならなかつたという逆効果を招いたのは、故なしとしないのである。

次に問題とせらるべきことは、在外領事の活動が外務本省の幹部から制約を受け、その功罪は本省側の左右するところとなつていたという側面が見られることである。すでに述べた如く、能勢総領事は外務省語学生徒からたき上げたベテランの領事であり、その業績の数々は無視することが出来ないものがあつたのに拘らず、最後にはオタワから召喚せられ、朝鮮

へ左遷されたのは、一に石井局長の申進により領事として権限以上のコミットメントをしたことが原因であることは疑いない。もちろん、オタワ総領事として移民制限問題を扱うことについて、カナダ要路者と深入りしたことは認められるし、手落ちがなかつたとはいえないであろう。しかしながら、移民制限を日本側で自主規制することは、小村外務大臣の在モントリオール総領事宛電訓において諒承されているところであつたから、この方針に基いて行動したことは許されて然るべきことであると思われる。それにも拘らず、この自主規制を実行に移して日加関係を良好にするに与つて力あつた能勢総領事は、後に至つてその失策の故を以て帰還命令を受けるのである。いわば、能勢総領事は、すでに明治三七年小村外相より「領事トシテ外交事務ノ範圍ニ立入り直接殖民地政庁ニ交渉スル儀ニ関」する訓令を受け、その線に沿つて穩健なアプローチを心得て本省側の賛同を得ていたことでもあり、総領事の措置によつて悪い結果を招いたとは思われぬ。むしろカナダ当局側の信用を博していたのが却つて禍いしたとさえいえるのである。

ここに異国にあつて、或は朝鮮に或はカナダに在留邦人、移民問題に献身した領事が、その過去の功業はなべて抹殺されるという悲劇的運命を背負つたという事実をとりあげたのは、過去における傍系の外交官の宿命ということを考えずには居られなかつたからにはほかならない。そこには、外交官と領事官との職掌上のちがいがから来る権限の問題もあると思われるが、しかし、この外交の機能上両者の協力が必要であることはいまや自明のこととなつてゐる。カナダ移民問題は、ここにとりあげた以外にさまざまな特殊性をかかえているけれども、ここでは移民制限問題について、能勢総領事の業績を追跡することに焦点をあて、それを通じて日本外交省察の一資とした次第である。

(一) 本稿執筆の動機には二つある。第一には、筆者が国際政治外交史研究の立場から、つねづね大國の研究は、わが國でも進んでいるのに反して、中小國の研究が遅れているので、この意味でも中級國家の典型的存在であるカナダをとりあげてみたいと考えていたからである。カナダは英連邦の一員であるから、英國の研究の蔭にかくれたためか、または巨大な隣邦米國におされてか、いわば英米兩國の研究の中間に挟まれて互

に譲り合われた盲点であつた傾きがある。現に、外務省の機構でも、カナダは欧亜局英連邦課の管下になく、アメリカ局北米課の管轄下にあり、そのアメリカ局には米國關係資料の老大であるのに比して、カナダ關係のものは、外務省アメリカ局北米課「在加公館管内概況」昭和四三年のほか殆んどない状態である。一般にカナダ關係の書物も英米のそれに比べてまことに少いのが現実である。慶應義塾圖書館においてもカナダの本は地誌的のもの以外には非常に少いには驚くほかなかつた。ところが、外務省の大日本外交文書を繕いて意外であつたのは、明治中期から大正年代にかけて加奈陀移民關係の記録が予想以上に豊富で、その本邦移民渡航制限の部分は、米國、布哇、濠州、南米關係のものに劣らず、詳細であつたことである。これをフォローしてみても、その中には従来殆んど看過されていた問題があるのを発見したので、それに関連した日加關係の研究を通じて、日本外交の一断面に照明をあててみたわけである。

たまたま、カナダは、先年建国一〇〇年を迎えて、カナダ關係の書物が出されたのであるが、その代表的なものとして、カナダ政府出版にかかると百年史を手にする機会があり、その原書「CANADA One Hundred 1867—1967, Prepared in the Canada Year Book: Handbook and Library Division, Dominion Bureau of Statistics, Ottawa, 1967」を見たところ、日本に関する記事が欠落しているのは驚くほかなかつた。移民のところにしても、中国人のところは、はつきり出ているけれども、日本人の方は全く軽視されて居り、最近の日本企業の進出貢献についてもふれるところが極めて少いのを発見したのである。しかし、少くも太平洋岸のB・C・州に対する日本の經濟的関与貢献は今日では英國よりも多いという事実を無視することができないのである。移民問題にしても、今こそカナダで日本人が大手を振つて歩いているが、戦前カナダで受けた迫害苦難の歴史は決して忘却せらるべきものではないと思う。これについては、元塾長の林毅陸先生が、大正中期外務省参事官であられたため、その保管せられていた資料の中に、大正十年九月一日欧米局の出した太平洋問題研究資料「加奈陀ニ於ケル日本人ノ權利及自由ニ對スル制限」などがあつたので、これを見ることによつて、カナダ本邦移民の問題について手がかりを得たのである。その放置してあつたのを今回まとめてみたのである。

第二には、本稿を書く直接の契機となつたのは、海外移住事業団の調査室長押本直正氏から、カナダ移民に関する資料を提供されたからである。とりわけ、入江寅次著「邦人海外發展史」、ならびに同氏の明治初期の在外日本人史（未出版）などの貴重な文献を押本氏から貸与されてこれを読む機会があつたことは大きな刺激であつたといわねばならない。入江氏のもののみならず、カナダ移民關係の書物、例えば「A History of The Japanese Canadians in British Columbia 1877—1958 Hen-Auchi. Written Under the Auspices of The History Committee of the National Japanese Canadian Citizens Association, 1958」なども同氏のお蔭でリコーを見ることが出来、カナダ新聞の切抜も見せて頂いたことは、カナダに関する関心を大いに増したのである。ここに押本氏の御厚意に対して深謝する次第である。なおカナダに関する最近の知識を与えられ、種々貴重な資料を提供された住友金属鉱山株式会社前ヴァンクーバー出張所長丸尾義之氏にも感謝の意を表したいと思う。同氏は、わざわざカナダまで資料とり寄せについて連絡の勞をとられた。それによつて本稿を書く意欲がそそられたのである。

なお、最後につけ加えておきたいことがある。それは、このカナダ本邦移民に関する研究を少くも手がけた学者が私より先にあるというこ

とである。この問題について私が執筆しはじめたときは、資料はあつてもこれを研究対象にした人はないと思つていたのであるが、たまたま外務省の外交文書室で日本外交文書第四〇巻第三冊明治四〇年の分を開いてみていたところ、克明に鉛筆でアンダーラインがしてあるのを発見した。それは誰であるかを尋ねたところ、オーストラリア国立大学の *Stegor* 氏であることが判つた。シソン氏は日本人の濠州への移民問題から、北米への移民問題を調べていたのである。未だ面接の機会がないが、日本人以外でこの問題をとりにあげた篤学の士があることをつけ加えなければならぬ。外務省の百年史室栗原健氏、海野芳郎氏は、度々御親切に外務省の資料閲覧の機会を与えられた。また、外務省の前トロント領事たりし、中近東アフリカ局参事官小室和秀氏、アメリカ局参事官大河原良雄氏は、カナダ関係資料を提供せられた。協力せられた以上の方々の御厚意に深謝する次第である。

(2) カナダ渡航者の中には、由来これを足場として米國に入る目的で来る者が少くなかつた。米國の諸港に上陸するには二〇弗の見せ金も要つたので、その用意のない者はカナダで働いてこれを作ることもできず、特に米國沿岸北部地方は加州などに比し労働者に就業の機会が多かつたのである。入江寅次著明治初期の在外日本人史五四二頁。

またハワイより米國本土へ転航出来なくなつたためハワイの日本人労働者はカナダに転航して来る傾向があつたのである。日本外交文書、第四〇巻第三冊一六一頁。

明治三六年二月九日 在晚香坡 森川領事ヨリ小村外務大臣宛 公第九四号(明治三七年一月二三日接受)

ホノルルヨリ「ブリティッシュ・コロンビア」へ渡来ノ本邦移民ニ関スル件、その附屬書在ホノルル帝國総領事宛公信写によれば、「近來ホノルルニ於ケル労働者周旋人ノ偽計ニ依リ同地ヨリ当州へ渡來スル本邦移民統々有之候ニ付」云々とある。

明治四〇年四月八日、在「オタワ」能勢総領事ヨリ林外務大臣宛布哇ヨリ加奈陀ニ転航シ來ル本邦移民ニ関スル件 機密第三号

(3) カナダは一八六七年英領北アメリカ法により、カナダ自治領の名の下に、オタワを首府とするカナダ連邦として成立したが、それが内政外交とも英國に從属することのない英連邦を形成して完全な主權國家となつたのは一九二六年であつた。日本と公使を交換したのは、米仏に次いで一九二九年である。

(4) CANADA One Hundred 1867—1967, Prepared in the Canada Year Book: Handbook and Library Division, Dominion Bureau of Statistics, Ottawa, 1967, p. 88.

(5) 昭和二年七月の在ヴァンクーバー杉村領事の報告によれば、同地及びヴィクトリアの両市を通じ在留邦人は僅か五、六十名にすぎなかつたが、三三年一月から六月半ばまでに七、七四九人の日本人がヴィクトリアに上陸している。入江寅次著前掲五三五頁、殖民協會報告明治二七年・第一四号六八頁。

(6) 明治二七年清水ヴァンクーバー領事代理の報告によれば、B・C・州在留邦人の窮境は下等の支那人にも劣るものあり日本人の声を損し數済の道なしとまでいわれている。前掲邦人海外發展史上卷三三二頁。

(7) CANADA One Hundred 1867—1967, *ibid.*, p. 190—194.

(8) 九月八日 在晚香坡 石井通商局長ヨリ林外務大臣宛 (電報)

晚香坡ニ於テ日韓人排斥同盟会ノ示威運動及被害ノ件

日本人及支那人の商店に対し五、六十名にての襲撃があり、瓦石を投げられ邦人商店は皆窓を破壊せられたが、第二回は五、六百名に及び、損害は一万数千ドルにも上つたのである。ただ在留清国人は、白人の暴行が始まるや戸を閉じ屋内に潜んだので、白人暴行者は欲するままに暴行を逞しくしたが、在留日本人は、警官の無能頼みとするに足らざるを見て、非常に激発し、第四回の襲来には凶器を携えて警戒し暴徒の群中に斬り入り大に暴民を恐怖させたので日本人の武装及決心は市内に伝わり清国人もこれに倣つて自衛処置を講ずるに至つたといわれる。(大日本外交文書、第四〇卷第三冊、一七八頁、一八三頁)

(9) ヘネー農会史、昭和三十八年カナダ・オンタリオ州、ビームスビル・ヘネー農会史編輯委員会、四七頁。

(10) 外務省欧米局、太平洋問題研究資料第十五「加奈陀ニ於ケル日本人ノ権利及自由ニ対スル制限」(大正一〇年九月一日)一頁。

(11) 前掲ヘネー農会史一八頁。

(12) 東良三著「カナダという国」昭和三〇年七〇頁。

(13) 外務省通商局第三課、加州問題ニ関スル日米交渉願末(大正九年一〇月)一頁。

(14) 外務省前掲「加奈陀ニ於ケル日本人ノ権利及自由ニ対スル制限」八頁。

(15) CANADA One Hundred 1867—1967, *ibid.*, p. 190—194.

(16) 日本外交文書第四〇卷第三冊一、二頁、事項四一「加奈陀移民雜纂、二月二日在「オタワ」能勢総領事ヨリ林外務大臣宛「グランド・トランク・パシフィック」鉄道会社ノ本邦工夫雇用計画及加奈陀政府ノ意向ニ関スル件 機密第二号(三月六日接受) なお、在晚香坡森川季四郎領事ヨリ、林外務大臣宛(二月一六日)「日本労働者請負業日加用達会社ニ関スル件」の附属書にある「本邦移民ノ輸送及供給認許方ニ関スル請願書」によれば、「英領哥倫比亞州ハ加奈陀ニ於ケル太平洋沿岸唯一ノ地ニシテ東洋トノ通商貿易ノ咽喉タル関門ニ有之客年来当州内ニ於ケル鉄道、鉱山業、其他ノ事業教与スルニ從ヒ英米資本家ノ此等事業ニ投資スル額非常ニ増加シタルモ其事業拡張ニ伴フテ要スル労働者ノ欠乏ヲ来シ為ニ各事業家ハ之レカ補充ニ苦心致居候儀ハ閣下ニ於テ御諒察セラル、所ニ可有之ト奉存候(中略)その需要ハ左ノ通ニ有之候

一、加奈陀太平洋鉄道会社ハ本邦労働者千名ヲ要ス

一、グランド・トランク・パシフィック鉄道会社ハ鉄道布設及開拓ノ為メ三ヶ年以内ニ本邦労働者五千名ノ供給ヲ要ス

一、「ウェリントン」及「ユニオン炭鉱会社」ハ本邦坑夫五百名及大工其他五〇名ヲ要ス(以下略)とある。

(17) 明治四〇年四月一三日在晚香坡森川領事ヨリ林外務大臣宛「ブリテイッシュ・コロムビア」州移民制限法案当州議會ニ提出ノ件 公第二一号

(18) 四月八日在「オタワ」能勢総領事ヨリ林外務大臣宛「ブリテイッシュ・コロムビア」州議會ニ於テ移民排斥法案提出ノ件 機密第四号

(19) 四月一九日在「オタワ」能勢総領事ヨリ林外務大臣宛「ブリテイッシュ・コロンビア」州ニ於ケル移民排斥法案提出ノ由来ニ付具申ノ件機密第五号、五月一七日接受、日本外交文書第四〇巻第三冊一七一頁。

(20) 同右一七二頁。

(21) この能勢総領事は、明治六年外務省語学生徒となり、八年に英国測量船シルビア号に通弁として乗組み、九年には外務省十四等出仕、翻訳局勤務となり、一〇年から一四年まで米國サンフランシスコ領事館に在勤した。後一九年領事書記生となり、朝鮮釜山、清國芝罘に在勤し、二五年副領事として仁川に勤務した。その後二七年にはヴァンクーバーに在勤を命ぜられ、三〇年には一等領事として、シカゴに在勤し、カナダ東部地方を兼轄した。三二年五月釜山在勤の領事となり、三四年六月モントルオールに在勤を命ぜられ三六年三月には総領事となつてオタワに在勤した。同領事が仕事に熱心で優秀な人物であつたことは、その本省宛の報告の一端にも見られるところであるが、それはシカゴ領事時代も、その転勤に當つては在留邦人一同より青木外務大臣宛留任要請の電報が寄せられ、内地業者よりも感謝状を贈られているし、また釜山領事を離任するに當つては、左記の如く、居留民団と商工会議所の両方より感謝状が寄せられていることからも、領事として頗る有能で人望ある人物であつたことが判明するであろう。のみならず、その人物が清廉潔白であつたことは、釜山商工会議所より記念品虎皮一張を贈与されるについて、その收納願と受領許可願とを出していることから知られる。いまここにその稟申書と共に、感謝状の写を記し、同領事の人となりを知る証左としたい。

実業者寄贈品收納ニ付御願

小官儀加奈大並ニ米國シカゴ市に在勤中我勤中我製茶業者ノ為メ尽力セリトノ趣ヲ以テ茶業組合中央會議長大谷嘉兵衛ヨリ別紙写之通感謝状相添へ金盃器具寄贈相成候ニ付右收納御許可相成候様致度別紙相添此段奉願候 敬具

明治三十二年九月廿七日

滯京中

領事 能勢辰五郎 印

外務大臣 子爵 青木周藏殿

韓居留民ノ寄贈ニカ、ル金製コップ受領許可願

小官儀釜山在勤中別紙感謝状写之通り公益ノ為メ熱誠尽力セリトノ廉ヲ以テ同地居留民代表者ノ名ヲ以テ金製コップ壹對寄贈相成候ニ付右受領方御許可相成度此段御願上候也

明治三十五年四月十八日

外務大臣 男爵 小村寿太郎殿

領事 能勢辰五郎閣

別紙写

領事能勢辰五郎閣下 閣下ハ明治三十二年十月此地ニ赴任セラレテ今ヤ榮転別ヲ告ケントス惟フニ閣下在任久シカラス而モ其功績ハ赫々トシテ永久ニ伝ヘ當港ノ盛運ト共ニ隆々タルモノアリ初メ就任セラル、ヤ居留地諸般ノ設備未タ其緒ニ就カサルモノ多々ナリシニ爾來水道敷設居留地役所小学校ノ新築等其工ヲ起シ内ハ為政機関ノ改正ヨリ外ハ貿易事業ノ振作ニ至ルマテ着々其面目ヲ改メ居留地万般ノ設備將ニ其大成ヲ告ントスルモノ畢竟閣下ノ指導其宜シキヲ得公益ノ為メ熱成尽瘁セラレタルノ結果ニ外ナラサルナリ閣下此地ヲ去ル惜別ノ情言フニ忍ヒサルモノアリト雖モ官命亦動シ難シ故ニ其功德ヲ追慕シ永久ニ伝フルノ誠意ヲ以テ我港居留民ノ代表機関ハ紀念ノ微意ヲ表スル為メ謹テ金製コップ壹対ヲ贈呈ス希クハ閣下幸ニ之レヲ採納セラレンコトヲ再拜

明治二十四年十月

在韓國釜山港

日本居留民長

太田秀次郎

日本居留地會議長

小倉肝三郎

領事 能勢辰五郎殿

感謝状写

能勢領事貴下

貴下今回命ヲ奉シテ遠ク英領加奈陀モントリオル領事ニ榮転セラル、ニ當リ貴下監督ノ下ニ釜山ノ実業機関タル我商業會議所ハ惜別ノ微感ヲ表シ併セテ貴下ノ功勞ヲ感謝セン為メ玆ニ記念トシテ別紙目錄ノ粗品ヲ贈呈ス貴下幸ニ完存スル所アラハ某等ノ深ク光榮トスル所ナリ

貴下明治三十二年十月二十六日當釜山領事トシテ着任セラレ爾來年ヲ経ル殆ト三年其間主トシテ通商貿易ノ事務ニ軼掌シ殊ニ力ヲ居留地經營ニ致シ内ニ在テハ水道ヲ布設シテ給水ヲ便ニシ衛生ヲ督励シテ惡疫予防ニ尽シ実業調査会ヲ組織シテ商界ノ利害ヲ討議シ港民ヲ奨励シテ教育ノ普及ヲ図リ外ニアツテハ韓民ノ智識啓発ニ勉メ京釜鐵道ノ事業ヲ助ケ海關ト商民トノ調和ニ力ムル等直接間接ニ尽瘁サレタル結果釜山港凡テノ規画經營カ内外人ノ激賞スル所トナリシハ全ク貴下ノ賜ニ他ナラス

惟フニ我港ハ前途益々多事ニシテ貴下ノ手腕ニ須ツベキモノ猶且枚挙スベカラス京釜鐵道及港灣埋築ノ事業ハ本港革新ノ動機ニシテ第二釜山ノ建設時代ナルト共ニ本所ノ如キハ貴下カ指揮監督ノ下ニ施設經營スヘキモノ接踵シ來ラントス斯ノ如ク將來多忙ノ釜山ハ今ヤ貴下ノ転任ニ遇フ

カナダ本邦移民制限史の一断面

吾人豈惜別ノ情ニ耐ユベケンヤ於茲乎本所ハ盛衰ヲ張テ惜別ノ誠意ト感謝ノ意ヲ表セン議アリシモ一場ノ宴焉ソ永遠ノ紀念トスルニ足ランヤ故ニ粗品ヲ贈呈スルニ至レリ蓋シ某等カ貴下ノ功勞ヲ無疆ニ表旌セントスルニ過キスシテ是ヲ以テ貴下ノ偉功ニ謝意ヲ尽シタリトナサズ貴下ノ去ラル本港ノ為メ誠ニ悲ムヘントスルモ軫任ハ官命ナリ固ヨリ如何トモスヘカラス願クハ貴下斯地ヲ去ルモ斯地ニ領事タリシノ因縁ヲ以テ斯地ノ為ニ時々鴻信ヲ寄セテ吾人ニ教ユル処アレ吾人切望ニ耐ヘス嗚呼貴下ノ任地ヤ雲深ク水遠ク渺茫トシテ端倪スヘカラス某等国家ノ為ニ貴下カ長途ノ無事ト健在ナランコトヲ祈ル

右本会ノ決議ヲ以テ謹ミテ感謝ノ意ヲ表ス

明治三十四年十月十五日

在韓国釜山

日本商業會議所会頭 荒井榮藏

目録

一 虎皮 耆張

(22) いまここにやや詳細にわたるが、その写を記すのは、能勢領事の正確熱心な執務ぶりを証明すると思われるからである。

公第五二号通商局

受第三八三号

ウビクトリア府へ定時出張ノ儀予メ御許可相成度件

ウビクトリア府ハ当州ノ首府ニシテ英領コロムビア州全般ニ於ル立法・行政・司法ヲ統轄スル所タルノミナラズ在留帝国臣民モ本港ニ比スレバ四百余人ノ多キニ居ル等我国領事カ毎年二三回同府ニ出張スルニ帝国臣民保護上大ニ効用可有之旨ハ本年二月四日付機密第二号信ヲ以テ申進候儀ニ有之候然ル処近来カナダ・タコマ両汽船ニテ移民ノ同地ニ上陸スルモノ毎便八九十名ノ多キニ達シ加之鮭漁ニ従事スル漁民臘虎船乗組水夫等百余人ハ率ネ市ニ寄留スルヨリ彼輩間ニ喧争絶ヘズ動モスレバ流血ノ不幸ヲ見ルニモ有之然ルニ近年不景氣ノ結果トシテ白人労働者カ本邦移民ヲ嫌悪スルコト日一日ヨリ甚シク新聞ニ公会ニ喋々嘯々スル場合ト相成候処州知事及其内閣ニ於テハ深く我移民ノ情況ヲ知悉セサル為メ動モスレバ反対派ノ謬説ヲ輕信スルノ傾向アルヲ免カレ不申ニ付或ハ本年冬定期州議會ニ於テハ日本労働者移住制限法ノ通過セラルルノ不幸ヲ見ルモ難計候間我帝国領事ハ可相成ハ毎月一回同府ニ出張シ一面ハ帝国臣民ノ挙動ニ注視警戒シ一面ハ州内閣員等ト交際ヲ重ヌルヲ得策ト相認メ申候尤モ同府出張ノ節ハ其都度事由ヲ具シ相伺可申答ニ有之候へ共本邦当地間一往復ニ二カ月ヲ要シ臨機ノ間ニ合ハサル場合モ之有二付一ヶ年四度ヲ限り隨時出張ノ儀予テ御許可相成候様致度候右ニ要スル費用ハ同府へ往復汽船賃米金拾弗、往復各一日滞在日数三日合計概算五日間日當貨參拾円ニ相成申候間右御詮議ノ上御許可相成候様致度此段申進候 敬具

明治二十八年四月廿一日

在晚香坡

外務次官 林 董 殿

二等領事 能勢 辰五郎 殿

公第三十二号

スキーナ河地方巡回之件

本州スキーナ河其他同地ニ達スル沿海地方ニハ帝国臣民ノ在留スルモノ無慮五六百名ノ多キニ有之候処従来僻遠之地ニシテ交通不便ナルカ為メ無頼悪漢輩ノ巢窟トナリ加之本館開設以来未タ曾テ館員ノ同地方ニ巡回セルモノナキヨリ帝国臣民ニシテ却テ本邦ニ於ケル近時ノ情勢ニ通曉セズ動モスレバ毆闘殺傷等ノ事件発生シ屢々地方ノ官民ヲ煩ハス事不鮮近來漸ク外人ノ注意ヲ惹起セルト同時ニ我人民ヨリモ頻リニ苦情ヲ訴ヘ出候ニ付小官ヨリモ時々書ヲ飛ハシ戒飾致候ヘ共不学無識之輩多クシテ十分事理ニ通セサル為メ彼輩中ニテモ善良ノ徒ハ深ク之レヲ憂ヒ度々歎訴スルモノ有之候 尤モ該地方巡回ノ儀ハ一昨廿七年中清水領事代理在任ノ際許可ヲ得旅費ヲモ御支給相成候処同官事当時巡回ヲ果サス其儘ニ打過居候次第ニ有之候然ルニ昨春並ニ今春二回ニ於テ本州東南部ヲ始メ加奈太東州等巡回致候ヘ共未タ前記スキーナ地方ノ巡回ヲ果ササルヲ以テ該地方在留帝国臣民中深ク之レヲ遺憾トスルモノアリ過般同地在留者関口足野等在留人民ヲ代表シ本年夏季本邦人多數集合ノ際小官ノ巡回セン事ヲ請願致来候儀ニ有之候就テハ該地方巡回ノ必要ナルハ特更喋々ヲ要セス現ニ一昨年清水領事代理巡回之儀御認可アリシ次第ニ付是非本年中該地方巡回ノ儀御認可相成度候尤モ該地方ハ夏季ヲ除クノ外沿海氷結シ交通極テ不便ニシテ当港ヨリハ毎年四月ヨリ八月マデ五ヶ月間僅ニ毎月二回ノ汽船便アルノミナラススキーナ河口ヨリポイントシムソン及ヒナース河等ヘハ特ニ小蒸氣曳船又ハ漁船ヲ雇ハサレハ往来難出来次第ニ付十分天候ト季節トヲ扱ハサルヘカラス從テ毎年五月ヨリ七月マテ三ヶ月間ノ外實際巡回出来難ク候間本件御認可ト共ニ別紙調書ノ旅費概算額米金百五拾弗金貨百八拾円御送付相成候様致度別紙相添ヘ此段申進候 敬具

明治二十九年五月五日

在晚香坡

二等領事 能勢 辰五郎 殿

外務次官 原 敬 殿

追申当地ヨリ極北ナース河マテ往復千八百余哩ニ過キスシテ夥多ノ日数ト費用ヲ要スル次第ハ交通不便ニシテ途中船待ノ為メ多ク日子ヲ要スルト且ツリバースインレットボルトシムソンナース河地方ノ如キ本邦人居住地ハ深ク内河ニ入り汽船航路外ナルヲ以テ為ニ蒸氣曳船ヲ雇フテ之レニ赴カサルヘカラス從テ船賃多額ヲ要スル儀ニ有之候右申添候也

カナダ本邦移民制限史の一断面

スキーナ河巡回旅費日当見積

米金 百五拾弗也

内

米金 拾 弗 晚香坡ウキトリヤ間往復船賃

貳拾弗 ウキトリヤ市リパース、インレット間往復汽船賃

三拾弗 リパース、インレット、ポートエンントン間往復汽船賃

四拾弗 ポートエンントン、ポートシムソン間往復汽船賃

金貨 百八拾円也

日当

内

金貨 百貳拾円 航行平日分

〃 六拾円 滞在十日分

(23) 明治三五年三月一五日在「モントリオール」能勢総領事代理ヨリ小村外務大臣宛 機第一号 四月八日接受

日本人排斥問題ニ関スル件

(24) 四月二一日小村外務大臣ヨリ在「モントリオール」能勢領事代理宛 機密送第一号

日本人排斥問題ニ関シテ回答ノ件

それによれば、日本人問題は、支那人問題と同一の論法では律し難いにせよ、将来の紛議を避けようとするならば、「日英兩國ノ協商ニ依リ加奈陀ニ渡来スル日本移民数ニ制限ヲ置クヲ以テ最上策ト為ス」意見をカナダ政府が是認すれば、「帝國政府ニ於テモ異議ナク移民数制限ノ協商ヲ遂クベキ方針ニ有之候」とある。

(25) 明治三七年二月二五日在「モントリオール」能勢総領事ヨリ小村外務大臣宛、東洋人排斥法案ニ関スル件 機密第二号 (三月二五日接受)

(26) 明治三七年三月八日在「モントリオール」能勢総領事ヨリ小村外務大臣宛 東洋人排斥法案ニ関シテ抗議書提出ノ件 その欄外朱記には、「本件ニ関シテサキニ森川領事ニ与ヘタル訓令ト同様ノ意味ニテ訓令シ置キタシ加奈陀ハ無条約ナレバ嚴重ナル抗議ハ不穩当ナリ余リニ甚シクスルトキハ濠洲ノ如ク外交上ニ関スル事件ハ領事ノ交渉ヲ受ケスト云ハルル恐アリ」とある。

(27) 当時の在ヴァンクーバー森川季四郎領事は、この点については、能勢総領事とちがつていわば強硬派であり、積極的にカナダ州政府に抗議し、一九〇四年二月一一日、B・C州副長官に対して、一九〇四年のブリティッシュ・コロンビア移民法は全く日本人に対する差別待遇であり、その法の実施は日本国民の利益を重大に侵害するものであると抗議書を送つてゐる。

- (28) 四月二〇日小村外務大臣ヨリ在「晚香坡」森川領事宛 領事ハ殖民地政庁ニ抗議シ難キ件 機密第三号
- (29) 四月二〇日小村外務大臣ヨリ在「英国」林公使宛 加奈陀ニ於ケル東洋人排斥法ニ関スル件 機密送第一〇号
- (30) 四月二八日小村外務大臣ヨリ在「モントリオール」能勢総領事宛 殖民地政庁ニ対シ抗議申込方ニ関スル件 機密送第四号
- (31) 五月二〇日在「オタワ」能勢総領事ヨリ小村外務大臣宛 殖民地政庁ニ対スル抗議方法ニ関スル件 機密第一三三号(六月二〇日接受)
- (32) 明治四〇年七月三〇日在「オタワ」能勢総領事ヨリ林外務大臣宛 布哇ヨリ我移民多数転航ニ対スル加奈陀政府ノ態度具報ノ件 機密第六号(八月一日接受)
- (33) 七月二八日在「オタワ」能勢総領事ヨリ林外務大臣宛 布哇本邦移民加奈陀転航ニ関シ加奈陀首相ト会見ノ件(外文、明治四〇年第三冊一七四頁)。
- (34) 同右 一七七頁。
- (35) 九月七日在「オタワ」能勢総領事ヨリ林外務大臣宛(電報) 加奈陀首相ハ日本移民政策ニ満足シ居ル件 外文前掲書一七八頁。
- (36) 九月八日在「晚香坡」石井通商局長ヨリ林外務大臣宛(電報) 晚香坡ニ於テ日韓人排斥同盟会ノ示威運動開始ノ件
- (37) 九月二六日在「晚香坡」森川領事ヨリ林外務大臣宛 亜細亞人排斥同盟会ノ示威及暴行ニ関スル件 公第五七号(一〇月一四日接受)
- その被害は直接の損害、窓ガラスの破損、商品の破損廢滅は米貨二四〇五弗七〇仙、間接損害は被害者の申出総額米貨一万一一三弗七五仙と報告されている(九月二八日 森川領事ヨリ林外相宛 晚香坡暴行事件ニ関スル損害調査報告ノ件による)。
- (38) 九月二一日在「オタワ」能勢総領事ヨリ林外務大臣宛 晚香坡ニ於ケル暴行事件並加奈陀中央政府ノ態度報告ノ件 機密公第七号(一〇月一四日接受)
- (39) 九月二三日在「オタワ」能勢総領事ヨリ林外務大臣宛 本邦移民ニ対スル加奈陀輿論ノ趨向竝加奈陀首相ト能勢総領事及石井局長会谈模様報告ノ件 機密公第八号(一〇月一四日接受)
- (40) 九月二三日在「オタワ」能勢総領事ヨリ林外務大臣宛(電報) 移民問題ニ関シ加奈陀政府ニ於テ本邦へ交渉委員特派ノ内議情報ノ件これによれば、「加奈陀政府ハ石井局長カ総理大臣ニ与ヘタル言明ノミニテハ猶満足セサルモノカ大臣又ハ次官一名ヲ本邦ニ派遣シ帝國政府ト直接談判セシメントノ内議アルコトヲ探知セリ来ル二十四五日頃閣議ニ於テ確定ノ答ナリ 右小村大使へモ電報ス」とある。
- (41) 九月二七日林外務大臣ヨリ在「オタワ」能勢総領事宛(電報) 加奈陀政府ノ委員特派中止方ノ件
- 第二号 九月二三日附貴電ニ関シ加奈陀政府ニ於テ重要ノ職ニ在ル人ヲ本邦ニ特派スル目的ガ若シ本邦移民ノ渡航制限ニ関スル特約ノ商議ヲ遂ケントスルニ在ルニ於テハ貴官ハ此際同政府当局者ニ対シ右ハ到底奏効ノ望ミナキヲ以テ寧ロ斯ル計画ヲ中止スル方得策ナル旨ヲ貴官ノ意見トシテ説得方可然御取計アレ本電訓参考ノ為メ小村大使ニ電報セヨ
- (42) 九月二八日在「オタワ」能勢総領事ヨリ林外務大臣宛(電報) 加奈陀政府委員本邦特派事情ニ付具申ノ件 第一号

(43) 一〇月一二日石井通商局長ヨリ珍田外務次官宛(私信) 加奈陀移民問題ニ関スル件 外文四〇卷三冊二〇三頁。

その後段には次の如き文面がある。

此事ニ関スル能勢ノ態度頗ル曖昧ニシテ小生モ一時ハ狐ニ魅マレタル感アリシモ兎モ角前述ノ事ニ総理、農相、能勢及小生ノ間ニ談合アリタルヲ以テ能勢氏モ是マテ氣ニ懸リ居タル situation ガ clear up シテ快心ノ至リナリト申シ居レリ然ラバ從前多少 commit シタリト考ヘ得ベキ言語ヲ吐キタリヤト問ヘバ然ラズト答フ今以テ曖昧ナリ以上ハ申述ベニクキ事ナレドモ派員ノ着到モ目前ニ逼レバ御参考マデ申上グルノ必要アリト信ジ取急ナカテ概略申上置候

十月十二日

石井菊次郎

珍田 次官 殿

(44) 一二月二八日林外務大臣ヨリ在英国小村大使宛 本邦移民ノ加奈陀渡航制限ニ関シ加奈陀委員トノ商議ニ関スル件 附記 明治四十一年一月二〇日林外務大臣発小村大使宛往電第四号

機密送第二五号

右によれば、ルミュー代表は覚書を外務大臣に手交して、次の如き陳述がなされている。

往年加奈陀政府ガ日英同盟条約加入ニ関スル日本政府ノ申出ニ応ゼザリシ所以ノモノハ全ク右加入ノ結果トシテ日本移民ノ無制限渡来ヲ掛念シタルニ因ルモノニシテ而モ千九百六年ニ至リ加奈陀政府ガ無条件ニテ加入ノ決定ヲナスニ至リタル所以ノモノハ全ク能勢、総領事ガ本邦移民ノ加奈陀渡航制限方ニ関シ加奈陀政府ニ対シ、屢々保障ヲ与ヘ、ラレタルニ基因スルモノナルヲ以テ近時日本移民ノ渡航者激増ノ結果労働派ノ甚シキ反對ヲ惹起セル事情ニ顧ミ此際日本政府ニ於テ能勢總領事ノ与ヘラレタル保障ヲ実行セラレ度其方法トシテ毎年労働者ノ渡航許可數ヲ三百以内トスルコト及加奈陀渡航ノ旅券ヲ有セサル労働者ノ上陸ヲ加奈陀官憲ニ於テ拒絶シ得ルコトニ取極ヲ為サントスルノ希望ヲ縷述シタルニ依リ本大臣ハ右ニ対シ先ツ加奈陀カ日英条約ニ加入当時ノ事情ニ関スル同政府ノ見解ハ全然然帝國政府ノ首肯スル能ハサル所ナル旨ヲ一々我方ノ記録ニ依テ証明ヲ与ヘ右加入前即チ千九百三年農務大臣フィッシャー氏來邦來遊ノ際小村外務大臣ハ移民制限ニ関スル条件付ノ加入ハ帝國政府ノ断ジテ承諾スル能ハサル所ナルヲ言明シ帝國政府ノ意思ハ今尚毫モ變ズルコト之レナキヲ以テ今日ノ際右制限方ニ関シ特別ノ協力的取極ヲナスコトハ到底承諾スル能ハザルコト又旅券ニ関スル制限ノ如キモ条約上特別ノ規定存セザル限り到底実行不可能ナルコト及我労働者ノ數ヲ三百以下ニ限定セントスル能ハザルコト有セザル加奈陀ニ対シ承認スルコト能ハザル所ナル旨ヲ説明シ更ニ進ンデ帝國政府ハ日加兩國民ノ間ニ存在セル優越ナル親善ノ關係ヲ持統ラセンコトヲ希望スルコト甚ダ切ナルヲ以テ目下ノ事態ヲ速カニ救済スル為メ我労働者ノ加奈陀渡航ニ関シテハ事情ノ許ス限り帝國政府自ら適當ナル制限方法ヲ講究スルニ躊躇セサル旨ヲ宣明シタ(後略)

とある。

(45) 電送第三四五一号 明治四〇年二月十七日発

自林大臣 至 在「オタワ」能勢総領事

貴官ニ帰朝ヲ命ズ但シ再ビ其地ニ帰任スルヤ否ヤ未定ニ付御含ミアレ 又貴官ニ加奈陀政府又ハ國務大臣ニ移民制限ノ保証ヲ与ヘタル由ナルカ果シテ然ラバ加奈陀政府ノ条約加入前後ヲ問ハズ其保証ニ関スル書類御携帶帰朝スベシ
これを受けた総領事は次の如き返電をするのである。

オタワ発四〇・11・18 No. 3275 暗

林外務大臣在「オタワ」能勢総領事

第一六号

本官ハ本月廿七日当地出發最近便丹後丸ニテ帰朝スベシ加奈陀政府ニ対スル執務上ノ必要モアレバ至急後任者ヲ御任命アル様ニ希望ス加奈陀政府ニ移民制限ノ保証ヲ与ヘタリト云フ書類ハ本年十月廿一日付機密第一二信ニ添ヘテ提出シタル一千九百五年九月十八日付農務大臣フィッシャ氏ニ与ヘタルモノノ他ニ無シ

(46) 明治四一年一月二四日東京に帰着した総領事は、待命になり、四二年五月二二日朝鮮臨時統監府理事官に任ぜられたが、その後の動静は定かならず、外務省には明治四四年八月三一日附東京府知事より、外務省官房人事課長宛に、「元外務九等属能勢辰五郎遺族扶助料請求」云々の連絡があつた記録があるのみで、死亡日時も不明のままである。